

## 「尿中マンデル酸」 検査内容変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、2020年7月1日から施行された特定化学物質障害予防規則(特化則)の一部改正にて、スチレンによる暴露状況を評価するための検査は「尿中のマンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量の測定」であることが示されました。

これに伴い、改正法の施行に合わせて本年7月1日より、従来のスチレンの暴露状況の評価の検査である「尿中マンデル酸」を「スチレン代謝物」に変更させていただきます。

期日を遡及したご案内となり誠に申し訳ございませんが、事情をご賢察の上、何卒ご了承の程お願い申し上げます。

敬具

### 記

#### ■対象項目/変更内容

| 頁   | 項目コード | 検査項目名   | 変更内容  | 新  | 旧           |
|-----|-------|---------|-------|--|-------------|
| 127 | 1898  | 尿中マンデル酸 | 項目コード | 3991   | 1898        |
|     |       |         | 検査項目名 | スチレン代謝物                                      | 尿中マンデル酸     |
|     |       |         | 所要日数  | 5～7日   | 5～12日       |
|     |       |         | 検査方法  | LC-MS  | HPLC        |
|     |       |         | 報告形態  | マンデル酸(MA)<br>フェニルグリオキシル酸(PGA)<br>合算値(MA+PGA) | マンデル酸       |
|     |       |         | 検査委託先 | LSIメディエンス(→1)                                | エスアールエル(→5) |

※検査要項の詳細は裏面をご確認ください。

※従来の[1898]尿中マンデル酸は2020年9月29日(火)まで受託可能ですが、検査委託先を株式会社LSIメディエンス(→1)に変更しての受託となります。詳細は別途お問い合わせください。

#### ■変更期日

- 2020年7月1日(水)受付日分より

# スチレン代謝物

特定化学物質障害予防規則(特化則)の一部改正が2020年7月1日より施行されました。特別有機溶剤に係る特殊健康診断の項目のうち、スチレンの暴露状況を評価するための検査として、「尿中マンデル酸の測定」から「尿中マンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量の測定」へ変更となりました。これに伴い、従来の「尿中マンデル酸」を「尿中スチレン代謝物」に変更いたします。

なお、本検査においては、分布報告はいたしません。予め、ご了承願います。

## ■検査要項

|           |   |
|-----------|---|
| 項目コード     | 3991  |
| 検査項目名     | スチレン代謝物   |
| 検体量/保存方法  | 部分尿 1mL*1 / 冷蔵 [容器形態:Y9]  |
| 所要日数      | 5~7日  |
| 検査方法      | LC-MS   |
| 基準値*2,3   | 0.43 g/L 以下<br>(合算値としての指標:生物学的許容値 0.43 g/L 以下)  |
| 報告形態      | ・マンデル酸 (MA)<br>・フェニルグリオキシル酸 (PGA)<br>・合算値 (MA+PGA)<br>上記3つの値をご報告いたします。(分布区分はご報告いたしません)  |
| 検査実施料・判断料 | 未収載   |
| 報告下限・報告上限 | 報告下限:0.01 g/L 以下 報告上限:9,990,000 g/L 以上  |
| 報告桁数      | 小数2位、有効3桁   |
| 備考        | *1:[検体採取時期]<br>連続した作業日の初日を除いた作業終了時に採尿してください。ただし、採尿2時間前に一度排尿してください。<br>*2:報告書に印字する基準値は「コメント参照」でご報告いたします。<br>*3:生物学的許容値:0.43g/L 以下は、ほとんどすべての労働者に健康上の悪い影響がみられないと判断される濃度です。 |
| 検査委託先     | 株式会社 LSI メディエンス (→1)  |

※従来の[1898]尿中マンデル酸は2020年9月29日(火)まで受託可能ですが、検査委託先を株式会社 LSI メディエンス(→1)に変更しての受託となります。詳細は別途お問い合わせください。

## ■労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について

●厚生労働省から以下の通知が出ていますので、ご参照ください。

特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)等が制定されてから40年以上が経過し、その間、医学的知見の進歩、化学物質の需給関係の変化、労働災害の発生状況の変化等に伴い、化学物質による健康障害に関する事情が変わってきています。

今般、化学物質による健康障害に係る健康診断項目について、厚生労働省における「労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会」の検討結果を踏まえ、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)、有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号)、鉛中毒予防規則(昭和47年労働省令第37号)、四アルキル鉛中毒予防規則(昭和47年労働省令第38号)及び特化則について改正を行うこととしたものです。これらにつきましては、令和2年7月1日から施行することとしております。

(厚生労働省労働基準局長 基発 0304 第3号より)

[以下、特別有機溶剤(スチレン)における尿中マンデル酸記述箇所より抜粋]

| 物質   |             |             | 改正後                         | 改正前                     |
|------|-------------|-------------|-----------------------------|-------------------------|
| スチレン | 特<br>有<br>則 | 特<br>化<br>則 | 尿中のマンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量の測定 | 尿中の蛋白の有無の検査及びマンデル酸の量の測定 |

## ■参考文献

産業衛生学雑誌 61(5):170-202, 2019